

# 八幡平市特定地域生活排水処理事業 經營戰略

平成 29 年 3 月

岩手県八幡平市

## 目 次

第1章 特定地域生活排水処理事業の現状と課題	
1 特定地域生活排水処理施設の概要	1
2 人口と需要	1
3 特定地域生活排水処理事業の経営	1
4 災害・危機管理対策	2
5 サービス	2
6 人材育成	2
第2章 経営の基本方針	
1 快適にくらせる生活環境づくり	2
2 安全で安心な暮らしの実現	2
3 安定した経営基盤の確立	2
第3章 計画期間	3
第4章 投資・財政計画	
1 投資について	3
2 財源について	3
3 投資・財政計画の前提条件	3
第5章 効率化・経営健全化の取組み	
1 組織・人材・定員に関する事項	4
2 接続・水洗化促進の取組み	4
3 民間活用に関する事項	4
4 資金不足比率の見直しに関する事項	4
5 資金管理・調達に関する事項	4
6 情報公開に関する事項	5
巻末資料	
○ 投資・財政計画（収益的収支）	6
○ 投資・財政計画（資本的収支）	7

## 第1章 特定地域生活排水処理事業の現状と課題

### 1 特定地域生活排水処理施設の概要（平成28年3月末現在）

#### (1) 浄化槽設置基数 377基

八幡平市特定地域生活排水処理事業（以下「本事業」という。）は平成17年度から事業を開始し、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水区域以外における汚水処理のため浄化槽を市が設置し管理する事業で、市民の要望により設置を進めています。

本事業の施設（以下「浄化槽」という。）は、汚水処理施設として「生活環境の改善」「トイレの水洗化」「公共水域の水質保全」を図るため、適正に維持管理していく必要があります。

### 2 人口と需要

国立社会保障・人口問題研究所の人口の推計（平成25年3月）によると、本市の人口は、平成27年度末の26,487人から平成37年度末には22,302人に減少すると推計されています。

本事業の平成27年度末における本事業の浄化槽設置戸数は377戸で、水洗化人口は1,224人となっています。

表1：人口等の推移及び今後の予測

年度末	22(実績)	27(実績)	32(予測)	37(予測)
市の人口(人)	28,680	26,355	24,712	22,964
浄化槽設置戸数(戸)	250	377	※1 497	※1 555
水洗化人口(人)	919	1,224	1,100	991

出典：【H32、37人口】：八幡平市人口ビジョン（平成27年12月）

【H22、27人口】：国勢調査（総務省統計局） 都道府県・市区町村別主要統計表

【H32、37水洗化人口】：八幡平市汚水処理施設整備構想

【H22、27浄化槽設置戸数、水洗化人口】：地方公営企業決算状況調査（決算統計）

※1（平成32年度、平成37年度浄化槽設置戸数）は、循環型社会形成推進地域計画（平成27年4月）（計画期間：平成27年度～平成31年度）からの推計値

### 3 特定地域生活排水処理事業の経営

事業開始から11年が経過した現在、本事業による浄化槽の設置基数は平成27年度末で377基となり、今後も本事業の継続により設置基数が増加することから、維持管理に要する経費の増加が見込まれます。

計画期間内においては、浄化槽設置による水洗化人口の増加に努めるとともに、維持管理費の抑制に努め、より効率的な管理方法を検討し、適正な維持管理を実施する必要があります。

## 4 災害・危機管理対策

災害が発生した場合には、被災した浄化槽の特定を行うとともに、影響を受ける範囲を特定し使用者に周知するとともに、応急対策を実施する必要があります。

そのため、本市では「災害等対策マニュアル」を策定し、対策を講ずることとしており、緊急時における体制を確立しています。

## 5 サービス

使用料に係る窓口対応及び徴収等の業務は、水道事業と一体的に行っています。

また、市税と同様に毎週水曜日には窓口延長を実施しているほか、コンビニエンスストアでの納付を可能とし、利用者の利便性の向上を図っています。

今後も、費用対効果を考慮しながら、サービスのあり方を検討していく必要があります。

## 6 人材育成

市定員適正化計画に沿った職員数としており、今後は業務のノウハウ及び技術の継承が課題となっています。

また、平成32年4月には、本事業が地方公営企業法を適用することから、企業会計に精通した職員の育成が課題となっています。

# 第2章 経営の基本方針

## 1 快適にくらせる生活環境づくり

(1) 市内における公共下水道等の集合処理区域以外の汚水処理の推進を図るため、浄化槽の設置促進に取り組んでいきます。

(2) 公共用水域の水質保全を図るため、引き続き事業制度の啓発、情報提供等、市民へ水洗化促進活動を実施します。

(3) 排水設備指定工事店と協力して、未水洗化世帯への広報・啓発を行っていきます。

## 2 安全で安心な暮らしの実現

(1) 本事業で設置した浄化槽について、定期的な維持管理を実施し、適正な施設機能の保持に努めます。

## 3 安定した経営基盤の確立

(1) 中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と、財政マネジメントの向上等に取り組むため、本経営戦略を定期的に見直すほか、市総合計画実施計画の事務事業評価など、「PDCAサイクル※」による継続的な検証と改善を行っていきます。

### ※ PDCAサイクル

事業管理をPlan（計画）→Do（実施・実行）→Check（点検・評価）→Act（処置・改善）の4段階を繰り返すことによって、円滑に進める手法をいいます。

- (2) 職員の能力向上を図るため、積極的に研修等へ参加します。また、研修等から得た技術、知識を組織として共有し、継承していくことを目指します。

## 第3章 計画期間

平成29年度から平成38年度までの10年間の計画期間とします。  
その他、経営状況を確認しながら、随時見直しを行います。

## 第4章 投資・財政計画

### 1 投資について

今後10年間の投資の内容は、集合処理区域外における本事業による浄化槽の設置工事及び設置済浄化槽の維持管理が主になります。

### 2 財源について

#### (1) 収益的収入

本事業における主な収益的収入は、営業収益の使用料収入となっています。

使用料収入については、今回の計画期間内において設置基数が増えることに伴い増加する見込みとします。

また、一般会計繰入金については、経営の安定を図るため、繰出基準外での繰入れとなっています。

#### (2) 資本的収入

資本的支出（投資）に係る財源については、環境省の「循環型社会形成推進交付金」による国庫補助金など有利な制度の活用を見込んでいるほか、地方債の借入、受益者分担金での財源確保を見込んでいます。

また、一般会計繰入金は、浄化槽設置工事における受益者負担の公平性を図るほか、経営の安定を図るため、繰出基準外での繰入金を見込んでいます。

### 3 投資・財政計画の前提条件

収益的収支については、平成26年度及び平成27年度の実績に加え、平成28年度決算予測を考慮し、算定しています。

収入は、浄化槽の設置及び管理数を予測したうえで算定しています。

支出は、物価上昇を見込まず、現状の水準で推移するものとして算定しています。

また、資本的収支については、循環型社会形成推進地域計画による浄化槽設置工事の収入及び支出で算定しています。

## 第5章 効率化・経営健全化の取組み

### 1 組織・人材・定員に関する事項

#### (1) 組織・機構・人員の適正化

平成17年の合併以降、機構改革により随時、組織体制が見直しされています。

上水道部門及び下水道部門に分かれていた体制は、平成25年度から上下水道課として一体的に実施する体制となっています。また、人員も市定員適正化計画に沿ったものとなっています。

今後においても、事業規模や業務内容を常に把握し、組織体制及び職員数と業務量との整合性を図っていきます。また、慣例にとらわれず業務内容や手法を見直し、効率化を図っていきます。

#### (2) 職員研修の充実

平成32年4月に地方公営企業法を全部適用し、企業会計への移行を予定していることから、在籍する職員には、下水道に係る専門知識に加え、企業職員としての経営感覚の向上や企業会計に対する専門知識の習得等のため、各種研修に積極的に参加していくことで、更なる職員の育成、能力の向上に努めます。

### 2 接続・水洗化促進の取組み

生活環境の改善、トイレの水洗化、公共水域の水質保全など、水洗化の意義について、市民へ啓発、情報提供を図るとともに、本事業に関連する助成制度の周知及び活用も推進し、設置促進を行っていきます。

### 3 民間活用に関する事項

浄化槽に係る維持管理業務等については、民間企業に委託しています。

### 4 資金不足比率の見直しに関する事項

現状においては地方財政法に定める資金の不足は発生していないことから、今後においても資金不足の状態に陥ることのないよう財政状況の健全化に努めます。

### 5 資金管理・調達に関する事項

現在は特別会計であることから、資金管理・運用等については、財政担当及び会計担当課で実施しています。

今後、企業会計への移行に伴い、上下水道課で資金管理・運用等を実施することから、庁内で十分協議し、資金運用計画の策定・実施を検討するほか、適切な資金管理を行っていきます。

## 6 情報公開に関する事項

本事業は、利用者のマナーをはじめ、市民の本事業に対する理解と協力が不可欠であることから、利用者に対し、市ホームページや広報誌などにより、情報を分かりやすく提供するように努めます。

また、情報を発信するだけでなく、市民ニーズの把握に努めることができるように情報公開にも努めます。